

(別添4)

# 福祉・介護人材の処遇改善事業

福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円を交付  
平成24年度以降も処遇改善に取り組みます

22年度の申請を  
受付中です!

- 福祉・介護人材の処遇改善事業は、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成23年度末までの間、福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円を交付するものです。長妻厚生労働大臣は、平成24年度以降も福祉・介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を国会において示しており、引き続き政府として取り組みを進めてまいります。
- 本助成金を積極的にご活用いただくとともに、賃上げについては、あくまで事業者の皆さんのご判断となりますが、できる限り毎月の給料に上乗せする形で支払っていただけますよう、ご検討をお願いいたします。

## 平成22年10月からキャリアパス・定量的要件を導入します

- 助成金見込額を上回る賃金改善計画を事業年度ごとに策定し、職員に対して周知した上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、福祉・介護職員の賃金改善のための資金が報酬とは別に交付されます。
- 原則として指定基準上のホームヘルパー、生活支援員等として勤務している職員が対象です。  
〔他の職務に従事していても、福祉・介護職員として勤務していれば対象(※)にできます。〕  
※ 事務処理要領に定める対象職種(生活支援員、作業指導員、介護職員等)として、常勤換算数に算入されることが前提です。
- 長期的に福祉・介護職員を確保・定着させるため、平成22年10月から新たに次の要件を設けます。本要件については、周知期間を設けたほか、可能な限り簡素化を図るなど、できるだけ新たな事務負担が生じないように配慮を行っています。
  - ① キャリアパスに関する要件  
福祉・介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めていただくこと。(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取組を行うことで可とするなど小規模な事業所向けの配慮も行っていきます。)
  - ② 平成21年度報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件  
賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示していただくこと。

①②については、平成22年の月末までに届出を行っていただきます。(要件を満たさない場合は助成金が減額となります。)

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の障害福祉担当課までお問い合わせください。